

事務連絡
平成22年4月16日

請負事業体関係機関 殿

中部森林管理局森林整備部長

森林土木工事における適切な工程管理等について

平素から、国有林野事業の推進に当たり、特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、中部森林管理局における森林土木工事については、施工地が奥地山間部であり、また、冬季における降雪や凍結など厳しい作業条件の下、請負者が契約書等に基づく適切な工事を実施し、労働安全や工事品質の確保が図られるよう努めてきたところです。

しかしながら平成21年度の一部の工事において、施工計画として定めた工程が守られない工事の実施が見受けられたところです。

については、森林土木工事の実施に当たって工程管理等が適切に行われるよう、関係法令等の遵守とともに、特に下記について所属する会員に周知・徹底を図って頂くようお願い申し上げます。

記

1. 適切な工程管理等の実施について

(1) 現場状況の変化等を考慮した施工計画書の策定

施工計画の立案に当たっては、工事を実施するために要する準備から工事完成後の跡片付けまでに要する期間を適切に見込むこと。

また、豪雨、台風、積雪及び融雪などにより現場状況が著しく変化するなどの不測の事態にも対応できるよう余裕のある施工計画書を策定すること。

(2) 適切な工程管理の確保

契約後、施工計画書に基づき遅滞なく施工を開始し、施工中においても、これに基づき適切な工事を実施すること。

現場状況の変化等により施工計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更に関する事項について変更計画書を提出し、監督職員の承認を受けること。

(3) 契約の履行過程の各段階における適切な報告等の実施

段階確認については、標準仕様書に示す確認時期において適切に行うこととし、また、当該仕様書に示されたもの以外の確認については、現場の状況や工法の特性などを踏まえた必要な時期に確認を行うよう、事前に監督職員へ段階確認などに係わる報告を行うこと。

2. 安全に配慮した工事用車両の通行等の徹底について

生コン車やその他資材運搬等の工事用車両が国県道等公衆の用に供する道路を使用するに当たっては、

- ① 地域の道路事情を踏まえ安全運転を徹底すること、
- ② 一般車両の通行に十分配慮すること、
- ③ 特に集落を通過するときは、周辺住民に十分に配慮し安全運転を徹底することとし、

あらかじめ関係機関等と打ち合わせを行い、標準仕様書に定められた安全輸送上の事項について計画を立てること。

また、工事の施工に当たり、必要に応じ周辺住民に対して工事用車両の運行計画等について説明を行うなど、工事用車両の円滑な運行に努め、苦情等があった場合は、速やかに監督職員にその旨を報告するとともに、誠意をもってその解決に当たること。